平成２８年（フ）第１号
宮城県大崎市松山金谷字駅前東８番地６、従前の住所東京都葛飾区新小岩３丁目28番19号コーポ浜善102
債務者　平堀　　信
1　決定年月日時　平成28年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月11日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２８年（フ）第１１号
新潟市中央区笹口２丁目12番地１　まるよし第５ビル603号
債務者　青木　惠子
1　決定年月日時　平成28年２月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月11日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第７号
兵庫県芦屋市東山町24番15―405号、前住所兵庫県尼崎市武庫豊町３丁目４番１―217号
債務者　北條　眞弓
1　決定年月日時　平成28年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月11日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第３０号
兵庫県尼崎市武庫之荘３丁目17番８号キューブマックス412、前住所兵庫県尼崎市武庫之荘６丁目８番12―303号
債務者　中島　修二
1　決定年月日時　平成28年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月11日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第１２６号
鳥取県八頭郡八頭町郡家592番地24　アルブルボア103号
債務者　光浪　涼子
1　決定年月日時　平成28年２月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月11日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１３８号
鳥取県鳥取市布勢111番地２　ハイツサザンクロス203号、旧住所鳥取県鳥取市緑ケ丘１丁目18番11号、従前の住所鳥取県鳥取市吉成95番地29
債務者　谷田　マキ
1　決定年月日時　平成28年２月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月11日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１号
鳥取県鳥取市鹿野町鹿野1177番地４、旧住所鳥取県鳥取市鹿野町今市131番地17
債務者　山本美枝子（旧姓芦谷）
1　決定年月日時　平成28年２月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月11日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第４号
鳥取県八頭郡八頭町東419番地
債務者　古田留美子
1　決定年月日時　平成28年２月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月11日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２１２号
広島県福山市新涯町３丁目15番13―102号
債務者　弓井　義雄
1　決定年月日時　平成28年２月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月11日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２８年（フ）第１１号
山口県下関市豊浦町豊洋台１丁目447番地140
債務者　市川　博樹
1　決定年月日時　平成28年２月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月11日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２８年（フ）第３号
愛媛県新居浜市久保田町２丁目９番34号、前住所愛媛県新居浜市若水町１丁目８番39号
債務者　齋藤　　忠
1　決定年月日時　平成28年２月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月11日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２７年（フ）第７６号
福岡県田川郡川崎町大字川崎3949番地の９県営西川崎住宅２棟407号
債務者　舞野佐和美
1　決定年月日時　平成28年２月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月11日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２８年（フ）第１１号
福岡県田川郡糸田町1890番地　県営住宅宮床団地２棟108号
債務者　池田　富治
1　決定年月日時　平成28年２月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月11日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２８年（フ）第２５号
宮崎市高岡町内山3098番地　ふじやビル203号
債務者　郡山　貴代
1　決定年月日時　平成28年２月９日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月11日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第３号
宮崎県日南市大字西弁分5444番地、前住所宮崎市西池町７番14号　西池コーポ106号
債務者　迫口　義陽
1　決定年月日時　平成28年２月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月11日まで
宮崎地方裁判所日南支部

平成２７年（フ）第１３７号
福島県郡山市片平町字門口13番地の１
債務者　佐藤　昭彦
1　決定年月日時　平成28年２月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月12日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係